

大山崎町国民保護計画

大山崎町

目 次

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

- 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ…………… 1
- 2 町国民保護計画の構成…………… 1
- 3 町国民保護計画の見直し、変更手続…………… 2

第2章 国民保護措置に関する基本方針

- 1 基本的人権の尊重…………… 3
- 2 国民の権利利益の迅速な救済…………… 3
- 3 住民等に対する情報提供…………… 3
- 4 関係機関相互の連携協力の確保…………… 3
- 5 住民等の協力…………… 3
- 6 要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施…………… 3
- 7 指定（地方）公共機関の自主性の尊重…………… 3
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保…………… 3

第3章 用語の定義…………… 4

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

- 1 町…………… 5
- 2 消防組合…………… 6
- 3 府…………… 6

第5章 町の地理的、社会的特徴

- 1 地形…………… 7
- 2 気候…………… 7
- 3 人口分布…………… 8
- 4 道路の位置等…………… 8
- 5 鉄道の位置等…………… 8

第6章 町国民保護計画が対象とする事態

- 1 武力攻撃事態等…………… 9
- 2 緊急対処事態…………… 9
- 3 武力攻撃事態の類型の特徴等…………… 10
- 4 特に留意すべき事項…………… 11

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

- 第1 町における組織・体制の整備…………… 13

1	町の各部室における平素の業務	13
2	町職員の参集等	13
3	消防機関の体制	14
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2	関係機関との連携体制の整備	15
1	基本的考え方	15
2	府との連携	15
3	近接市町村との連携	16
4	指定（地方）公共機関等との連携	16
5	ボランティア団体等に対する支援	17
第3	通信の確保	17
1	非常通信体制の整備	17
2	非常通信体制の確保	17
第4	情報収集・提供等の体制整備	17
1	基本的考え方	17
2	警報等の伝達に必要な準備	18
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	19
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	20
5	安否情報伝達手段の活用	20

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1	避難に関する基本的事項	21
2	避難実施要領のパターンの作成	22
3	救援に関する基本的事項	22
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	22
5	避難施設の指定への協力	22
6	生活関連等施設の把握等	22

第3章 要援護者等支援体制の整備

第1	要援護者	24
1	要配慮者台帳の活用等	24
2	要援護者への情報伝達体制の整備	24
3	避難支援プランの整備	24
第2	帰宅困難者対策	24
第3	外国人	24
1	外国人支援体制の整備	24
2	日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達	24

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

1	町における備蓄	26
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	26

第5章 国民保護に関する啓発、研修及び訓練

第1	啓発	27
1	国民保護措置に関する啓発	27

2	武力攻撃事態等において住民等がとるべき行動等に関する啓発	27
第2	研修及び訓練	27
1	研修	27
2	訓練	28
第6章	文化財等の保護	
1	文化財等の保護	29
2	文化財等の所有者及び管理団体等との連携	29
3	指針の内容の周知・指導	29
第3編 武力攻撃事態等への対処		
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	31
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	33
第2章	町の対策本部の設置等	
1	町の対策本部の設置	34
2	通信の確保	37
第3章	関係機関相互の連携	
1	国・府の対策本部との連携	38
2	知事、指定（地方）行政機関の長等への措置要請等	38
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	38
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	39
5	指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請	39
6	町の行う応援等	39
7	ボランティア団体等に対する支援等	40
8	住民等への協力要請	40
第4章	警報及び避難の指示等	
第1	警報の伝達等	41
1	警報の内容の伝達等	41
2	警報の内容の伝達方法	41
3	緊急通報の伝達及び通知	42
第2	避難住民等の誘導等	42
1	避難の指示の通知・伝達	42
2	要避難地域の拡大要請	43
3	避難実施要領の策定	43
4	避難住民等の誘導	44
5	要援護者等の避難	46
6	武力攻撃事態に応じた対応	47

第5章 救援	
1 救援の実施	49
2 関係機関との連携	49
3 救援の内容	50
4 医療活動	50
第6章 安否情報の収集・提供	
1 安否情報の収集	51
2 府に対する報告	51
3 安否情報の照会に対する回答	52
4 日本赤十字社に対する協力	52
第7章 武力攻撃災害への対処	
第1 武力攻撃災害への対処	53
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	53
2 武力攻撃災害の兆候の通報	53
第2 応急措置等	53
1 退避の指示	53
2 警戒区域の設定	54
3 応急公用負担等	55
4 消防に関する措置等	55
第3 生活関連等施設における災害への対処等	57
1 生活関連等施設の安全確保	57
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	57
第4 NBC攻撃による災害への対処等	58
1 NBC攻撃による災害への対処	58
第8章 被災情報の収集及び報告	
1 被災情報の収集及び報告	60
第9章 保健衛生の確保その他の措置	
1 保健衛生の確保	61
2 廃棄物の処理	61
第10章 国民生活の安定に関する措置	
1 生活関連物資等の価格安定	63
2 避難住民等の生活安定等	63
3 生活基盤等の確保	64
第11章 文化財等の修復	
1 被害状況の収集	65
2 報告	65
3 修復	65

第12章 特殊標章等の交付及び管理

- 1 特殊標章等…………… 6 6
- 2 特殊標章等の交付及び管理…………… 6 6
- 3 特殊標章等に係る普及啓発…………… 6 6

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

- 1 基本的考え方…………… 6 7
- 2 公共的施設の応急の復旧…………… 6 7

第2章 武力攻撃災害の復旧

- 1 国における所要の法制の整備等…………… 6 8
- 2 町が管理する施設及び設備の復旧…………… 6 8

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求…………… 6 9
- 2 損失補償及び損害補償…………… 6 9
- 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん…………… 6 9

第5編 緊急対処事態への対処

- 1 緊急対処事態…………… 7 1
- 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達…………… 7 1

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が国際協調に基づく外交努力等により、武力攻撃事態等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。

他方、外交努力にもかかわらず、近年諸外国で発生したテロ等のように、わが国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、あらかじめ体制を整えておくことも重要なことである。

町は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、法その他の法令、基本指針及び府国民保護計画を踏まえ、町国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

① 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

② 町が実施する法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

⑥ 前各号に掲げるもののほか、町の区域に係る国民の保護のための措置に関し町長が必要と認める事項

(4) 大山崎町地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める自然災害や突発的な大規模事故等の事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「大山崎町地域防災計画」等に準じて対応する。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。また、関係機関等への連絡先や統計資料等を記載した資料編及び事務の詳細な手順を定めたマニュアルを別途作成するものとする。

第1編	総論
第2編	平素からの備えや予防
第3編	武力攻撃事態等への対処
第4編	復旧等
第5編	緊急対処事態への対処

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。また、町国民保護計画の見直しにあたっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、法施行令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。この場合、日本国憲法、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重するとともに、国民保護措置の実施にあたり、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、次の点に留意する。

- (1) 国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られること
- (2) 公正かつ適正な手続の下に行われること
- (3) いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないこと

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民等に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、府、消防組合、京都南部広域都市行政圏推進協議会参加市町をはじめとする近接市町村並びに関係指定（地方）公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 住民等の協力

町は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施にあたっては、要援護者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定（地方）公共機関の自主性の尊重

町は、指定（地方）公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定（地方）公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 用語の定義

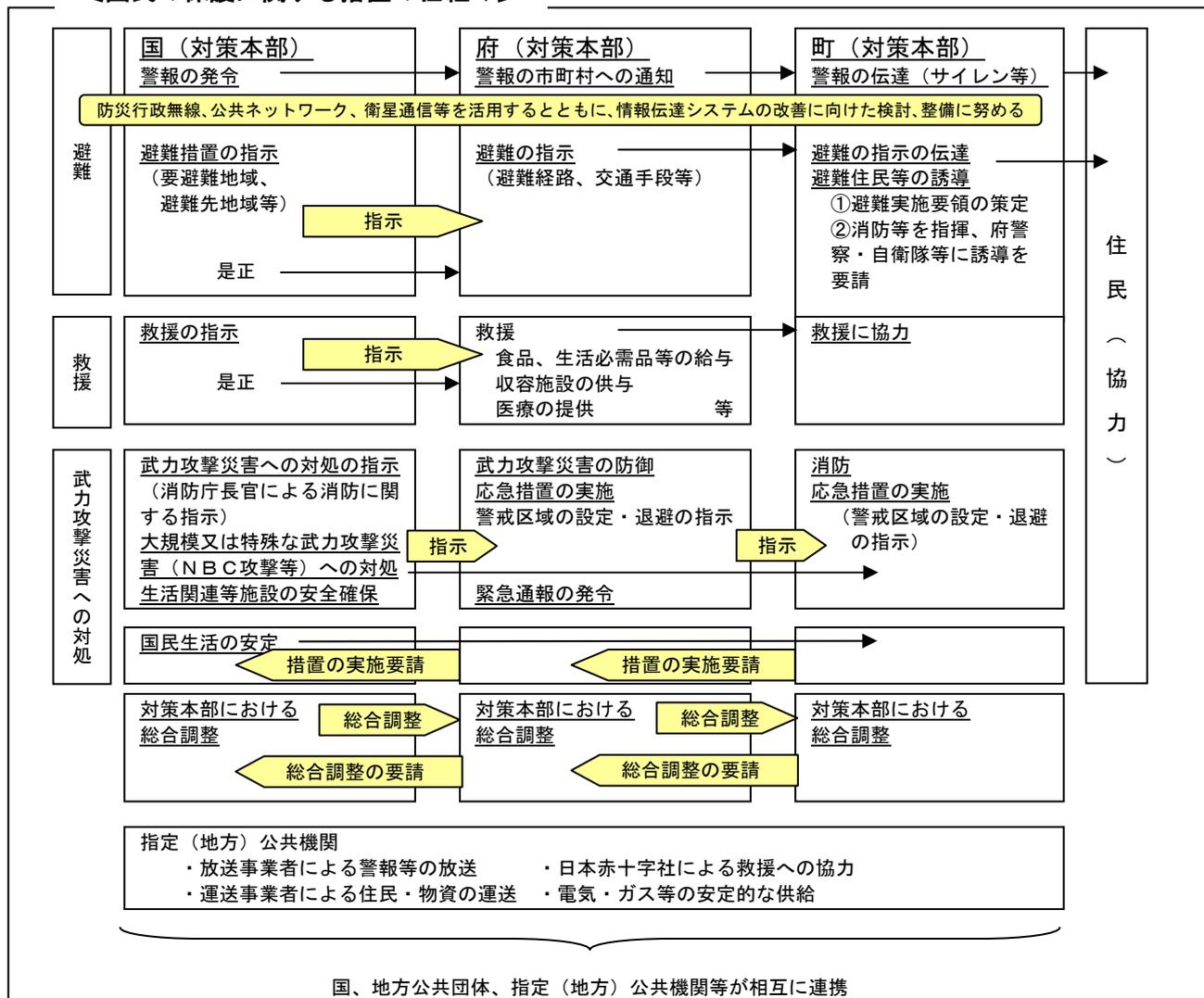
この計画において、用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 町 | 大山崎町 |
| 2 府 | 京都府 |
| 3 国民保護計画 | 国民の保護に関する計画 |
| 4 法 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 |
| 5 法施行令 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 |
| 6 基本指針 | 国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定） |
| 7 国民保護措置 | 国民の保護のための措置 |
| 8 緊急事態連絡室 | 事態認定前における情報収集・分析、対策立案のための組織 |
| 9 対策本部 | 国民保護対策本部 |
| 10 消防組合 | 乙訓消防組合 |
| 11 要援護者 | 高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者 |

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

〔国民の保護に関する措置の仕組み〕



1 町

事務又は業務の大綱

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 対策本部及び緊急処理事態対策本部、緊急事態連絡室の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 生活関連施設等の安全の確保
- 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 消防組合

事務又は業務の大綱	
1	組織の整備、訓練
2	警報や避難の指示の住民への伝達、避難住民等の誘導
3	消火、救助及び救急活動の実施
4	被災情報の収集及び提供
5	消防警戒区域等の設定
6	生活関連施設等の安全の確保
7	緊急消防援助隊等の消防に関する応援又は出動要請

3 府

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民等の誘導に関する措置、府の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

資料編 ○ 関係機関の連絡先

第5章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

町は、府の南西部に位置し、京都府と大阪府の府境にある。東は京都市・八幡市・久御山町と、西及び南は大阪府三島郡島本町と、北は長岡京市とそれぞれ接している。

大山崎町役場	東経135°41′、北緯34°54′
	東西3.10km 南北2.85km
	面積5.97km ²

町の地形は、山地、河川、低地及び丘陵の3つのゾーンに分けられ、北に広く、南に狭い扇状をなしている。

(1) 山地

町の西部は、天王山(270m)をはじめとする山地である。全般的に、低い山が多く、町の面積の約3割を占めている。斜面の一部は筍等の生産に利用されているほか、自然遊歩道に利用されているとともに、多くの文化財があり、歴史街道としても親しまれている。

(2) 河川

町の東部には、淀川水系の桂川及び宇治川(一級河川)が、中央部には小畑川及び小泉川(一級河川)が流れており、町の面積の約3割を占めている。また、桂川の河川敷の一部が、都市公園に供されている。

その他の一級河川及び普通河川については、流域面積が狭く、急勾配なものが多いため、溢水防止のため、町管理の排水機場(2箇所)を整備している。

(3) 低地及び丘陵

町の中央部は低地及び丘陵からなっており、住宅や商業及び工業等の事業所が集積している。国道171号を境に、東側は主に商業及び工業の事業所が集積し、西側は住宅が広がっている。

2 気候

町においては、太平洋側(瀬戸内海型)の気候特性を示しており、四季を通じて気候の変化は明確である。

(1) 冬季(12月～2月)

空気が乾燥し火災が起き易い。また、降雪量が少なく、ほとんど降雪は記録されない。

(2) 春(3月～5月)

冬から春にかけては、低気圧が発達しながら相次いで通過し、天気は周期的に変化することが多い。

(3) 夏季(6月～8月)

梅雨期から9月にかけては、大気が不安定になりやすく、雷の発生が多い。梅雨末期には前線活動が活発となり、時には台風の影響も加わって局地的大雨となることが多い。

(4) 秋季(9月～11月)

冬が近づくにつれて降水量は少なくなる。

3 人口分布

町の人口は、15,736人（平成12年国勢調査。以下この項において同じ）である。町内は、大山崎・円明寺・下植野の3つの地区に分けられ、なかでも、円明寺地区には、京都府住宅供給公社が開発した団地があり、町の人口の約半分が円明寺地区に集中している。

(1) 人口構成

昭和50年には65歳以上の高齢者人口が総人口に占める比率は4.3%であったのに対し、平成12年には15.4%と増加しているものの、全国平均（17.3%）や府下の市町村の平均（17.4%）と比較すると、やや低い値となっている。

(2) 人口密度

1km²あたりの人口密度は、町が2,635人であり、全国平均（340人）や府下の市町村の平均（573人）と比較すると、可住面積が狭いこともあり、極端に人口密度が高くなっている。

(3) 昼夜間人口比率

町の昼夜間人口比率は、82.9%となっており、全国平均（100%）府下の市町村の平均（100.5%）に比べて低く、京都市や大阪市近郊に位置することから、他の地域へ働きに出ていることがうかがえる。

4 道路の位置等

町の中央部は、国道、高速自動車道路等が縦断しており、近畿における交通の要衝のひとつとなっている。国道を除けば、古くから地域が形成されていたこともあり、全体的に狭隘な道路が多い。

(1) 一般道

① 国道

町の中央を国道171号が通過しており、京都市や高槻市・神戸市に繋がっている。また、京都第二外環状道路の側道として国道478号が久御山町と繋がっている。

② 府道

国道171号に並行するように府道大山崎大枝線及び西京高槻線が通っており、下植野長岡京線や下植野大山崎線等と併せて、町内の主要道路となっている。

③ 町道

町道は、一部の路線を除き全体的に狭隘であるが、国道や府道を結ぶ生活道路として利用されている。

(2) 高速道路

町の中央を名神高速道路が通過し、京都第二外環状道路が大山崎ジャンクションで合流している。また、京都第二外環状道路は、将来的に大山崎ジャンクションからは京都縦貫自動車道として沓掛インターチェンジまで延伸され、京都府広域ネットワークの一環を形成する予定である。

5 鉄道の位置等

町の中央部を東海道新幹線、東海道本線、阪急京都線が、国道171号線や名神高速自動車道に沿うように縦断しており、町の南部には、東海道本線の山崎駅、阪急京都線の大山崎駅があり、鉄道における町の玄関口となっている。

第6章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び府国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、基本指針及び府国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

武力攻撃 事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	
	①着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
	②ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設等に対する攻撃
	③弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
	④航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃
武力攻撃 予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、基本指針及び府国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、基本指針及び府国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

緊急処理事態の定義				
武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの				
大分類	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
小分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
具体的な 事態例	原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊	大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

ダーティボム（汚い爆弾）
放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器

3 武力攻撃事態の類型の特徴等

(1) 武力攻撃事態の4類型の特徴等

基本指針及び府国民保護計画に示された武力攻撃事態の4類型の特徴等は以下のとおりである。

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
要避難地域の範囲	・ 広範囲	・ 応急的かつ柔軟な避難が必要	・ 攻撃目標の特定は困難 ・ 広範囲に避難を指示 (航空機のみ)
避難の指示	・ 比較的長期に及ぶことを前提に対処	① 要避難地域からの迅速な避難の実施又は屋内への一時避難 ② 移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動	① 近傍のコンクリート造等の堅牢な施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎等への屋内への避難 ② 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
留意事項	・ 予測事態での避難が重要 ・ 避難における混乱防止に努める ・ 運送力の確保 ・ 国の総合的方針に基づく避難措置の指示を踏まえ対応 ・ 交通規制の実施	・ 状況の推移に伴い応急的かつ柔軟な避難 ・ 市町村、府、府警察、海上保安庁、自衛隊間で適切な役割分担のもと避難誘導 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置	・ 弾頭の種類により対応が大きく異なる

(2) NBC攻撃の特徴等

基本指針及び府国民保護計画に示されたNBC攻撃の特徴等は以下のとおりである。

	核兵器等	生物兵器	化学兵器
共通的留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関、府警察は、防護服を着用する等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民等を誘導 ・ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせること等に留意 		
初期避難及びその後の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・ 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に押さえるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ・ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台等汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・ 化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

(3) 緊急処理事態の特徴等

基本指針及び府国民保護計画に示された緊急処理事態の特徴等は、以下のとおりである。

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
事態例	①原子力事業所等 ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等 ③危険物積載船 ④ダム	①大規模集客施設 ②ターミナル駅等 ③列車等	①ダーティボム等 ②炭疽菌等生物剤の大量散布 ③サリン等化学剤の大量散布 ④水源地に対する毒素等の混入	①航空機等による自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	①大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく ②爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 ③危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 ④下流に及ぼす被害は多大	爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大	①爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 ②生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 ③化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様	・施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化 ・攻撃目標周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

4 特に留意すべき事項

町は、桂川・宇治川・木津川の三川が合流する場所にあり、京都と大阪の間の交通の要衝であり、狭い範囲に道路や鉄道といった物流機能や河川等が集中している。

大都市を目標とした弾道ミサイル攻撃が行われた場合、物流機能の停止・混乱、大阪北部及び兵庫県の一部の飲料水や生活用水の供給停止等を目的して、交通機関への弾道ミサイル攻撃や河川への毒素混入等の副次的な攻撃対象となりうるものが予想されるため、町は、府や国、関係機関と連携し、研究を進め、町国民保護計画を必要に応じて修正し、併せて必要な体制を整備するものとする。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各部室における平素の業務

町の各部室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめとする様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。また、国民保護措置の総括、各部室間の調整、企画立案等については総務室が行うものとし、その他の各部室の平素の業務の詳細については、別に定める。

〔想定される平素の業務〕

町国民保護協議会の運営に関する事	要援護者等の安全確保及び支援体制に関する事
町国民保護計画の見直し、変更に関する事	避難実施要領のパターン作成に関する事
体制の整備に関する事	国民保護措置についての研修、訓練及び啓発に関する事
国民保護措置実施に必要な資機材の備蓄等に関する事	特殊標章等の交付・管理に関する事
町が管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置に関する事	自主防災組織、ボランティア団体への必要な支援に関する事
安否情報の収集体制の整備に関する事	

2 町職員の参集等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、消防組合との連携を図りつつ当直等の強化を行う等、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

〔町における24時間体制の確保について〕

<p>庁内での対応充実</p> <p>消防組合との連携を図りつつ、当直等の強化を図る等、初動時において迅速に連絡が取れる24時間即応可能な体制を整備する。</p>
<p>消防組合との連携強化</p> <p>夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、町長その他関係機関への連絡）に限定して消防組合に事務を委ねる。その際、町においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は町が消防組合より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、消防組合は、特に構成市の長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、構成市町と消防組合との連携を密にするものとする。また、町は、体制を整備し、職員への周知を十分実施しておく。</p>
<p>その他</p> <p>消防組合より住民への初動連絡ができるよう、町は、同報系防災行政無線の設置に努めるものとし、同報系防災行政無線を設置する場合は、親機や遠隔操作機を消防組合に設置することを検討する。</p>

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

町は、町の幹部職員及び国民保護担当職員に対して、常時、参集等の連絡がとれるよう、危機管理用の携帯電話等を携行させる等、電話・メール等による連絡手段を確保するよう努めるものとする。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町は、町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておく等、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(5) 職員の所掌事務

町は、参集した職員の行うべき所掌事務をあらかじめ定める。

(6) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町の緊急事態連絡室や町の対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目についてあらかじめ定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保等

マニュアル ○ 職員の参集等に関するマニュアル

3 消防機関の体制

(1) 消防組合消防本部における体制

消防組合の初動体制は、「乙訓消防組合消防隊等災害出場計画」によるものとし、消防職員の参集基準については、「乙訓消防組合消防本部職員動員計画」の定めるところによる。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、消防組合等と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、町は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮するものとする。

さらに、町は、消防組合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、具体的な権利の救済内容により担当部室を定める。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〔国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〕

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

町は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、大山崎町文書管理規程（平成14年規程第1号）の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行うとともに、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するにあたり、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、山城広域振興局を単位とする危機管理関係機関連絡会議や町防災会議、京都南部広域都市行政圏推進協議会等防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、府、京都南部広域都市行政圏推進協議会参加市町及び他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

資料編 ○ 関係機関の連絡先

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークの構築に努めるものとする。

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、山城広域振興局を核として府と必要な連携を図る。

(2) 府との情報共有

町は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の府への協議

町は、府との町国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

資料編 ○ 関係機関の連絡先

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、京都南部広域都市行政圏推進協議会参加市町をはじめとする近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

資料編 ○ 関係機関の連絡先

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防組合と連携し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定（地方）公共機関等との連携

(1) 指定（地方）公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定（地方）公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定（地方）公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編 ○ 関係機関の連絡先

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防組合とともに、災害拠点病院、救命救急センター、社団法人乙訓医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関からの物資及び資材の供給並びに避難住民等の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行う等、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、町は、町の区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行

第2編 平素からの備えや予防

うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編 ○ 協定・覚書等

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る等、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

資料編 ○ 災害時優先電話
○ 非常用電源

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

町は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

- ① 非常通信設備等の情報通信手段について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制を構築し、担当職員の役割・責任を明確にするとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報連絡体制を整備するとともに、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ③ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ④ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ⑤ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を実施し、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ⑥ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、消防組合をはじめとする関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図るものとする。
- ⑦ 住民等に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達先、伝達手段、伝達順位等の伝達方法についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、広報車等による伝達の他、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築する等、要援護者に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に有効となる同報系防災行政無線の整備に努めるとともに、様々な通信手段の活用を図り、府と連携し、武力攻撃事態等における警報等を迅速に伝達できるよう努める。なお、同報系防災行政無線を整備する場合は、国において開発が進められている「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」(対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起

第2編 平素からの備えや予防

動し、サイレン吹鳴等を行う警報システム)の活用に留意するものとする。

(3) 府警察及び消防組合との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察及び消防組合との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

町は、国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知)を、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図るものとする。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、府から警報の内容の通知を受けたときに、町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、医療機関、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めるものとする。

マニュアル ○ 住民等への情報伝達に関するマニュアル

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民等及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民等・負傷住民	
① 氏名	⑧ 負傷(疾病)の該当
② フリガナ	⑨ 負傷又は疾病の状況
③ 出生の年月日	⑩ 現在の居所
④ 男女の別	⑪ 連絡先その他必要情報
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	⑫ 親族・同居者への回答の希望
⑥ 国籍	⑬ 知人への回答の希望
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)	⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
2 死亡住民(上記①～⑦に加えて)	
⑮ 死亡の日時、場所及び状況	⑰ 連絡先その他必要情報
⑯ 遺体が安置されている場所	⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、

必要な研修・訓練を行う。また、併せて、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、小中学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握するものとする。

資料編 ○ 安否情報関係様式

マニュアル ○ 安否・被災情報の収集、整理及び提供に関するマニュアル

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ、情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編 ○ 被災情報の報告様式

マニュアル ○ 安否・被災情報の収集、整理及び提供に関するマニュアル

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

5 安否情報伝達手段の活用

町は、「NTT災害用伝言ダイヤル」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」、「NHK安否放送」、「各種携帯電話の伝言ダイヤル」及び「IAAシステム（被災者登録検索システム）」等災害時の安否情報の伝達システムをあらかじめ住民等に周知し、その利用に資する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制等既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 近接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。なお、武力攻撃事態等の発生により大阪府下へ避難することも想定されるため、あらかじめ府の区域を越える避難について、府に対し、大阪府及び大阪府下の市町等との意見交換の場を設けるよう求める。

(3) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら民間事業者の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(4) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

【町の対策本部において集約・整理すべき基礎的資料例】

住宅地図	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
区域内の道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、府道、町道等の道路のリスト
輸送力のリスト	鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ 鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ
避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)	避難住民等の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
生活関連等施設等のリスト	避難住民等の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関の連絡先一覧、協定	特に、地図や各種のデータ等は、町の対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい
町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
消防機関のリスト	消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 消防機関の装備資機材のリスト
災害時要援護者の避難支援プラン	

マニュアル ○ 避難に関するマニュアル

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、観光旅行者や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

資料編 ○ 避難実施要領のモデル例（消防庁作成）

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

町は、府から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が府の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

マニュアル ○ 救援の実施に関するマニュアル

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、府が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

① 輸送力に関する情報
保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法等
② 輸送施設に関する情報
道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、府が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供する等府に協力する。また、町は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民等に周知する。

資料編 ○ 避難施設一覧

6 生活関連等施設の把握等

町は、町の区域内に所在する生活関連等施設について、府及び消防組合を通じて把握するとともに、関係機関との連絡体制を整備する。また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点につい

第2編 平素からの備えや予防

て」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

- | | |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none">○ 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局○ 関係機関の連絡先 |
|-----|---|

第3章 要援護者等支援体制の整備

町は、武力攻撃事態等において、要援護者及び避難支援者、一時滞在等による帰宅困難者、言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達等の国民保護措置を関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

第1 要援護者

1 要配慮者台帳の活用等

町は、防災・福祉関係室を中心として、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、要援護者に関する情報を平素から収集するとともに、自然災害時への対応として作成している要配慮者台帳（台帳及びマップ）を随時更新し、内容の充実及びGIS（地理情報システム）の導入等に努めるものとする。なお、情報の収集にあたって、本人から同意を得ているものの、個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱うものとする。

2 要援護者への情報伝達体制の整備

(1) 町の体制整備

町は、要援護者に対し警報、避難の指示等の情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認を行うことができるよう、防災・福祉関係室を中心として、人的ネットワークによる情報伝達体制を整備するとともに、ITによる情報の伝達体制を検討する。

(2) 地域における協力体制の整備

町は、平素から要援護者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努めるものとする。

3 避難支援プランの整備

町は、武力攻撃事態等が発生した場合、要援護者が安全のうちに避難できるよう、要配慮者台帳をもとにあらかじめ個々の要援護者に対し複数の避難支援者や避難方法を定める等、具体的な避難支援プランを策定するものとする。

第2 帰宅困難者対策

府内や他の府県で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶、道路が通行不能になる等により、帰宅が困難な通勤・通学者や観光旅行者等が町の区域内に多数発生することが想定されることから、町は、府や近接市町村、関係機関と連携し、防災における帰宅困難者に関する協定等を参考にし、相談窓口を設置する等帰宅支援活動の対策について、あらかじめ検討する。また、こうした事態が長期間に及ぶ場合に備え、帰宅困難者のための一時的な滞在所の設置等の措置について、府等と連携し、検討する。

第3 外国人

1 外国人支援体制の整備

町は、府をはじめとし、府国際センターや近接市町村、大学等関係団体等との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援するシステムの整備に努める。

2 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

町は、府等と連携し、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示等の情報について

第2編 平素からの備えや予防

多言語化に努めるとともに、やさしい日本語や外国語による啓発パンフレットの作成・配布等多言語による国民保護等の普及啓発に努めるとともに、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努めるものとする。

マニュアル ○ 避難に関するマニュアル

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

町は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材について、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、町は、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

〔国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例〕

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

(3) 府との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結する等、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発、研修及び訓練

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1 啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び府と連携しつつ、住民等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要援護者に対しては、点字や外国語・やさしい日本語を使用した広報媒体を使用する等実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰等により、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施にあたって、防災に関する啓発と連動させ、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民等への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立の学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民等がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民等への周知を図る。また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロ等から身を守るために」等）を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民等に対し周知するよう努めるとともに、日本赤十字社京都府支部、府、消防組合等と連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。

第2 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、府立消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国

民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用する等多様な方法により研修を行う。

〔国民保護ポータルサイト〕	http://www.kokuminhogo.go.jp/
〔総務省消防庁ホームページ〕	http://www.fdma.go.jp/

(3) 外部有識者等による研修

町は職員等の研修の実施にあたって、消防職員を活用するほか、府、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招く等外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、消防組合、近接市町村、府、国等関係機関と共同して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町の対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町の対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取する等、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会・町内会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、府と連携し、学校、医療機関、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第6章 文化財等の保護

町の区域内に在する国宝をはじめとする多数の文化財は、貴重な財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。町は、国、府等の関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力し、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 文化財等の保護

町教育委員会は、町の区域に存する国宝、重要文化財、府指定・登録文化財等、町指定文化財等（以下「文化財等」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）及び大山崎町文化財保護条例（昭和60年町条例第2号）に基づき、あらかじめ適切な措置を講じるものとする。また、町教育委員会は、武力攻撃災害からの文化財等の保全策について、府教育委員会と連携し、協議・検討を行うものとする。

2 文化財等の所有者及び管理団体等との連携

町教育委員会は、府教育委員会や文化財等の所有者及び管理団体等との連携の強化に努めるとともに、武力攻撃事態等が発生した場合、文化財等の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示等の情報を、迅速かつ的確に伝達できるよう連絡体制を構築しておくものとする。

3 指針の内容の周知・指導

町教育委員会は、文化財等の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた指針等を周知し、指導するとともに、大山崎町地域防災計画に規定する防災対策とも併せ、文化財等の保護体制を確立し、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

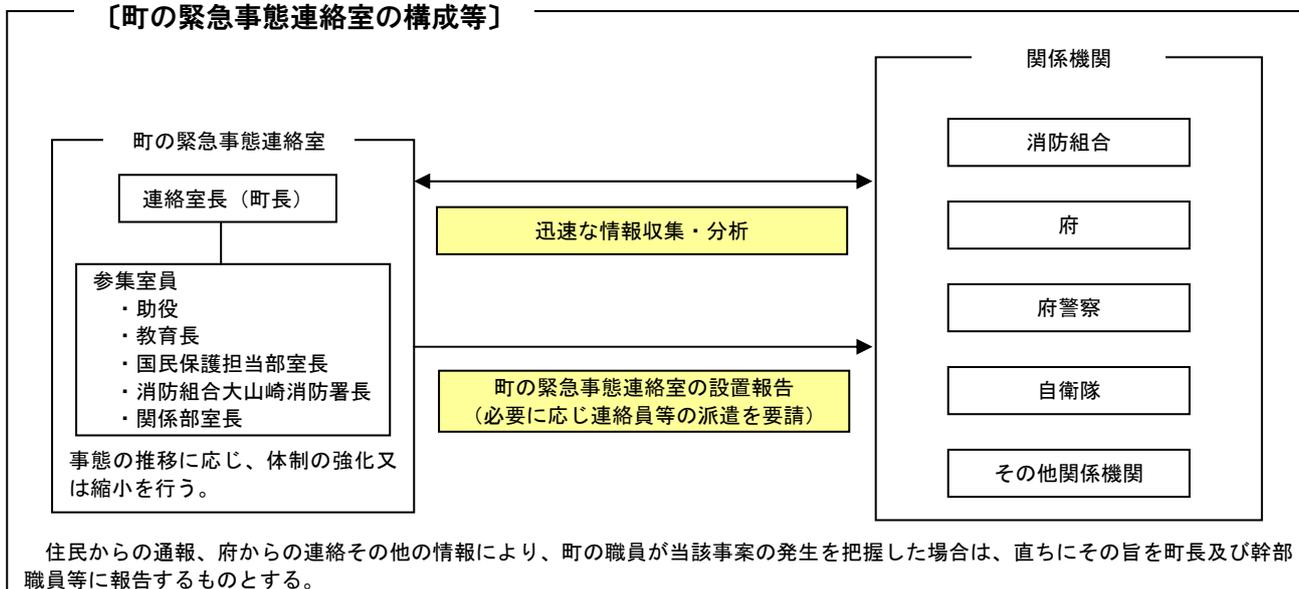
多数の死傷者が発生、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、府及び府警察並びに消防組合に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、町の緊急事態連絡室を設置する。町の緊急事態連絡室は、町の対策本部員のうち、国民保護担当部長等、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

【町の緊急事態連絡室の構成等】



- ② 町の緊急事態連絡室は、消防組合及び関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、関係する指定（地方）公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町の緊急事態連絡室を設置した旨について、府等に連絡を行う。この場合、町の緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

資料編 ○ 関係機関の連絡先

〔参集基準及び初動体制の確立〕

職員参集基準	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	
事態の状況に応じた初動体制の確立	事態認定前	町の全部室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
		町の全部室での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合や近接市町村で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、町でも発生する可能性が考えられる場合等)
	事態認定後	町の全部室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
		町の全部室での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合や近接市町村で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、町でも発生する可能性が考えられる場合等) ・救援に関する措置を講ずべきことを指示された場合

(2) 初動措置の確保

町は、町の緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になされるよう、府警察と緊密な連携を図る。

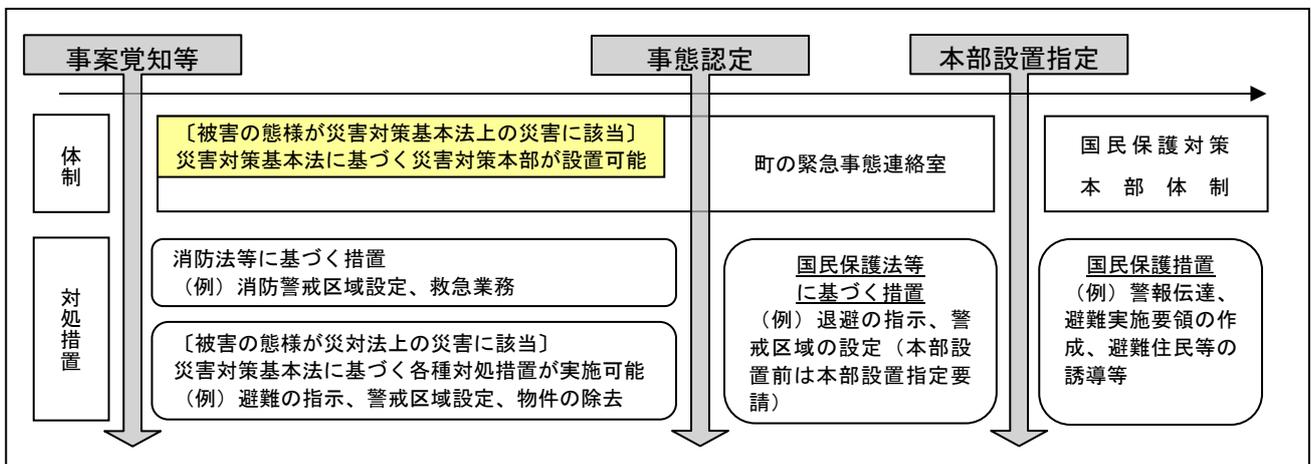
また、政府による事態認定がなされ、町に対して対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請等の措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や京都市南部広域都市行政圏推進協議会参加市町をはじめとする他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

町は、町の緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき指定の通知があった場合は、直ちに町の対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、町の緊急事態連絡室は廃止する。また、この場合において、町の対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく措置等が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、町の緊急事態連絡室を設置する等、即応体制の強化を図る。この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

〔府における体制〕

府においては、市町村、消防、府警察等からの情報により、府内において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生を把握した場合、又は近隣府県で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生し避難住民等の受入等の準備を行う必要がある場合、府としての確かつ迅速に対処するため、京都府緊急事態連絡室を速やかに設置することとしている。

第2章 町の対策本部の設置等

町の対策本部を迅速に設置するため、町の対策本部を設置する場合の手順や町の対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町の対策本部の設置

(1) 町の対策本部の設置の手順

町の対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

【町の対策本部の設置の手順】

① 対策本部を設置すべき市町村の指定の通知		
町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。		
② 町長による町の対策本部の設置		
指定の通知を受けた町長は直ちに町の対策本部を設置する (※) 事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町の対策本部に切り替えるものとする。		
③ 町の対策本部員及び町の対策本部職員の参集		
町の対策本部担当者は、町の対策本部員、町の対策本部職員等に対し、既存の連絡網を活用し、町の対策本部に参集するよう連絡する。		
④ 町の対策本部の開設		
町の対策本部担当者は、町の対策本部を開設するとともに、町の対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する (※) 特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。 町長は、町の対策本部を設置したときは、町議会に町の対策本部を設置した旨を連絡する。		
⑤ 交代要員等の確保		
町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。		
⑥ 本部の代替機能の確保		
町は、町の対策本部が被災した場合等町の対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町の対策本部の予備施設として第1順位以下に規定する施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。また、町の区域外への避難が必要な場合で、町の区域内に町の対策本部を設置することができない場合には、町の対策本部の設置場所について知事と協議を行う。		
【町の対策本部設置場所】		
大山崎町役場 (防災会議室)	第1順位	第2順位
	大山崎ふるさとセンター	大山崎町体育館

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

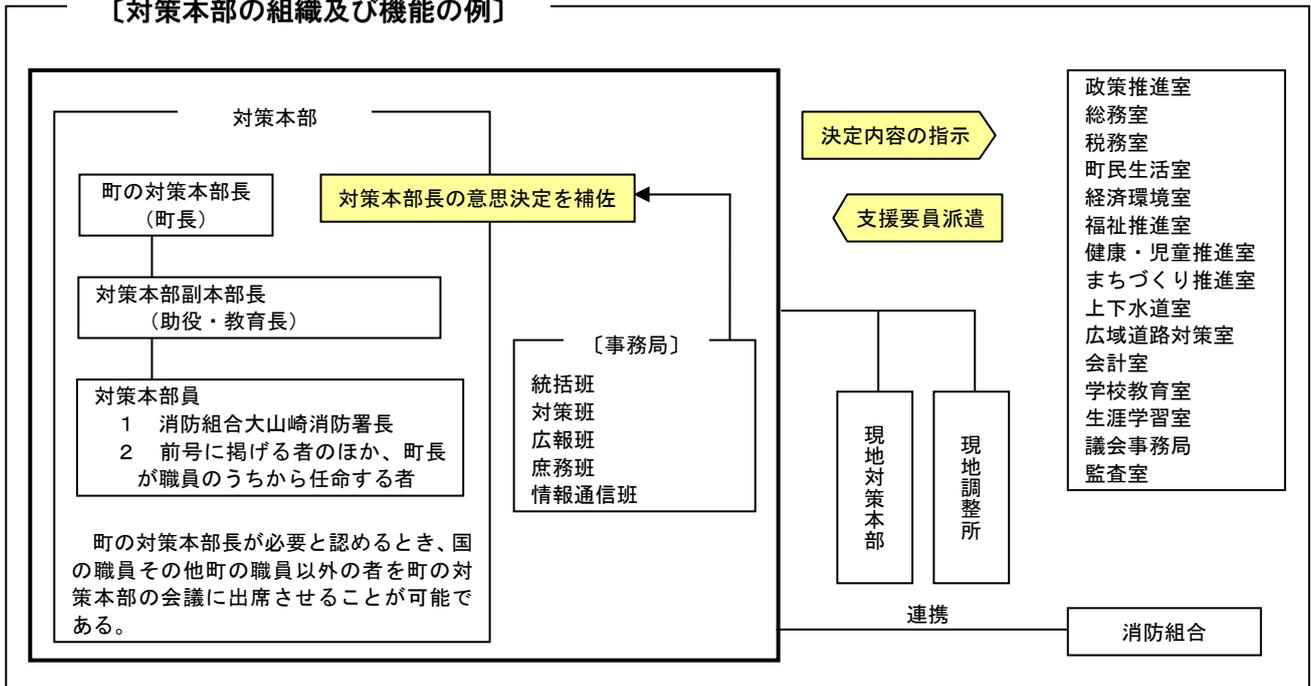
町長は、町が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 町の対策本部の組織構成及び機能

町の対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

また、各部室の業務については、大山崎町地域防災計画を参考に別に定める。

〔対策本部の組織及び機能の例〕



〔事務局の主な事務〕

班名	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> 町の対策本部会議の運営に関する事項 情報通信班が収集した情報を踏まえた町の対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 町の対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> 町が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援の求め、緊急消防援助隊の要請・受入等広域応援に関する事項 府を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、府、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報 町の対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や町の対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 町の対策本部員や町の対策本部職員のローテーション管理 町の対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

(4) 町の対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町の対策本部における広報広聴体制を整備する。

〔町の対策本部における広報体制〕

① 広報責任者の設置			
武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。			
〔広報責任者〕			
第1順位	第2順位	第3順位	
副本部長	総務部長	政策推進室長	
② 広報手段			
広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。			

第3編 武力攻撃事態等への対処

③ 留意事項
<p>広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応するとともに、府と連携した広報体制を構築する。また、町の対策本部において重要な方針を決定した場合等広報する情報の重要性等に応じて、町の対策本部長自ら記者会見を行う。</p>

資料編 ○ 関係機関の連絡先

マニュアル ○ 住民等への情報伝達に関するマニュアル

(5) 町の現地対策本部の設置

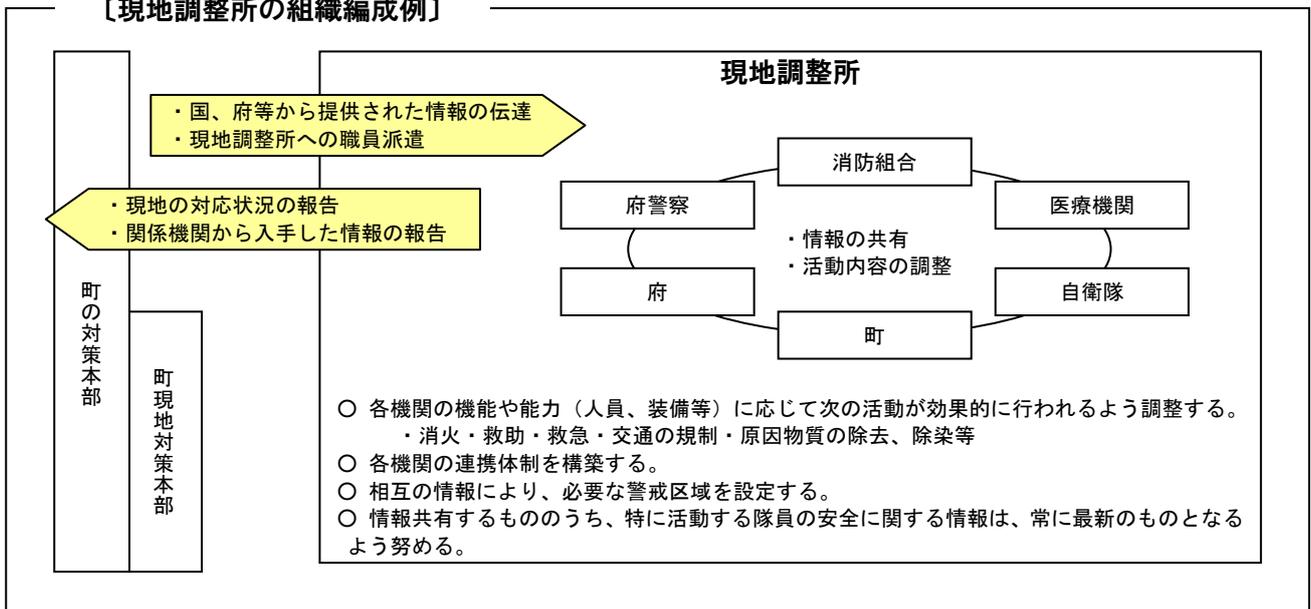
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町の対策本部の事務の一部を行うため、町の現地対策本部を設置する。

町の現地対策本部長や現地対策本部員は、町の対策本部副本部長、町の対策本部員その他の職員のうちから町の対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、消防機関、府警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〔現地調整所の組織編成例〕



(7) 町の対策本部長の権限

町の対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町の対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 府の対策本部長に対する総合調整の要請

町の対策本部長は、府の対策本部長に対して、府及び指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町の対策本部長は、府の対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、町の対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町の対策本部長は、府の対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町の対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町の対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、町の対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町の対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町の対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町の対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行う等通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関及び指定（地方）公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・府の対策本部との連携

(1) 国・府の対策本部との連携

町は、府の対策本部・支部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

町は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣、又は受入等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定（地方）行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定（地方）行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定（地方）行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定（地方）公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて陸上自衛隊第7普通科連隊第5中隊長又は自衛隊京都地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊中部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊と、町の対策本部及び現地調整所等において緊密な意思疎通を図る。

〔自衛隊が実施する国民保護措置〕

避難住民等の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

マニュアル ○ 自衛隊の部隊等の国民保護等派遣要請に関するマニュアル

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 府への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

マニュアル ○ 応援の要求、事務の委託に関するマニュアル

5 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定（地方）行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

マニュアル ○ 職員の派遣要請に関するマニュアル

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合

第3編 武力攻撃事態等への対処

を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示し、府に届け出る。

(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援等

町は、指定（地方）公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民等の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民等からのボランティア活動の希望の適否を判断する。また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める等、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間事業者からの救援物資の受入れ

町は、府や関係機関等と連携し、住民や民間事業者等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民等への協力要請

町は、法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民等の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

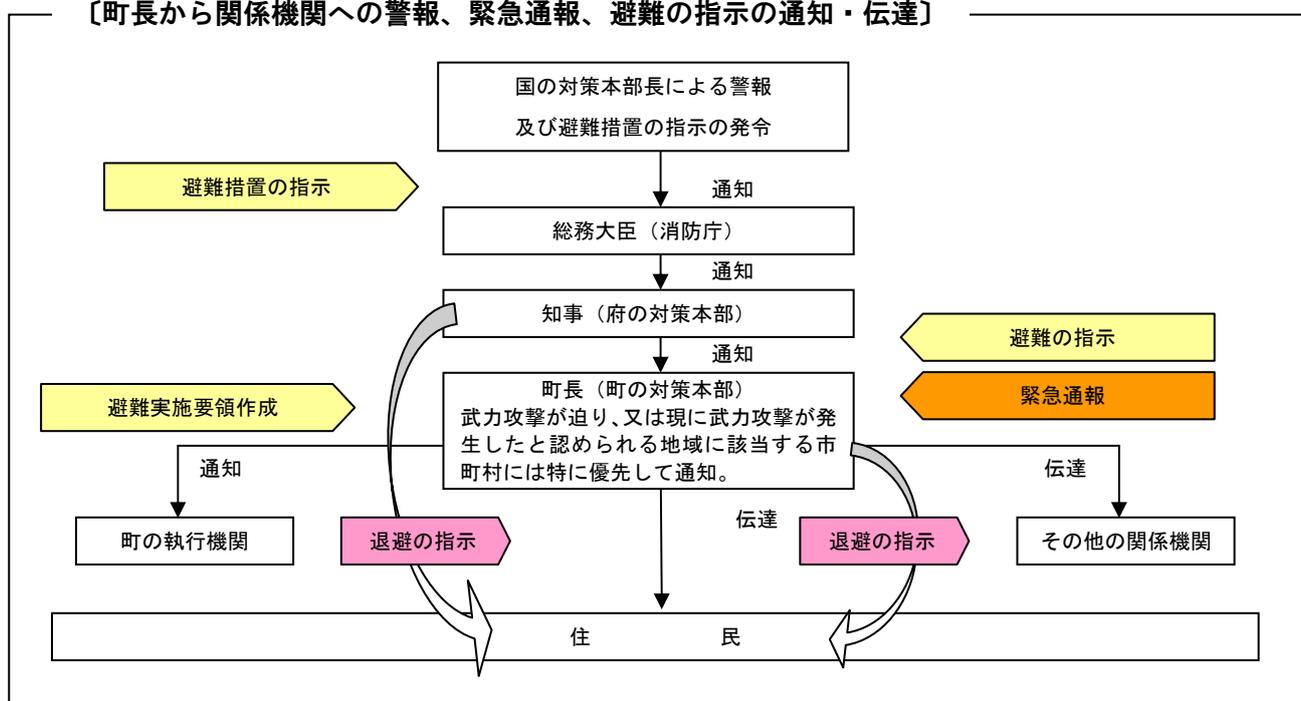
- ① 町は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等及び関係のある国公私の団体（消防団、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、商工会、医療機関、学校等）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の各執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所、中央公民館、ふるさとセンター、体育館、保健センター、老人福祉センター等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

〔大山崎町ホームページ〕 <http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/>

〔町長から関係機関への警報、緊急通報、避難の指示の通知・伝達〕



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

第3編 武力攻撃事態等への対処

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合
この場合においては、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴するほか、各種の通信手段や伝達手段を活用して住民等への注意喚起を図り、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合
この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用に十分留意する。

- (2) 町長は、消防組合と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防組合は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要援護者等への個別の伝達を行う等、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。また、町は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、要援護者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要援護者について、防災・福祉関係室との連携の下で避難支援プランを活用する等、要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

マニュアル ○ 住民等への情報伝達に関するマニュアル

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。また、町の区域内において、武力攻撃事態等が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、府に対し緊急通報の発令の要請を行う。

マニュアル ○ 住民等への情報伝達に関するマニュアル

第2 避難住民等の誘導等

町は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民等の数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

2 要避難地域の拡大要請

町長は、府が要避難地域に指定されている場合において、地理的特性や交通事情等から住民等の避難が必要と認めるときは、知事に対し、要避難地域の拡大を要請する。

3 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、町の各執行機関、消防組合、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

〔避難実施要領に定める事項（法定事項）〕

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民等の誘導の実施方法、避難住民等の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民等の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

〔府国民保護計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目〕

要避難地域及び避難住民等の誘導の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域等の住所の詳細な記載 ・ 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（自治会・町内会、事務所等）
避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の住所及び施設名の具体的な記載
一時集合場所及び集合方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時集合場所等の住所及び場所名の記載 ・ 集合場所への交通手段の記載
集合時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
集合にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要援護者への配慮事項等の記載
避難の手段及び避難の経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導の交通手段の明示 ・ 集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
町職員、消防組合消防職員及び消防団員の配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町職員、消防組合消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
要援護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者の優先的な避難方法の検討 ・ 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の検討 ・ 民生児童委員、自主防災組織および自治会等による避難誘導の実施協力の記載
要避難地域における残留者の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域における残留者の確認方法の記載
避難誘導中の食料等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導中の避難住民等に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
避難住民等の携行品、服装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民等の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題が発生した際の緊急連絡先の記載

〔避難実施要領の策定の留意点・考慮事項について〕

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、府計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにする等、避難実施要領は簡潔な内容のものもありうる。

避難の指示の内容の確認	地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態
事態の状況の把握	警報の内容や被災情報の分析 (※) 避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
避難住民等の概数把握	
誘導の手段の把握	屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (※) 運送事業者である指定地方公共機関等による運送を原則とするが、自家用車等による避難も想定される。
輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)	府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
要援護者の避難方法の決定	避難支援プラン、要援護者支援班の設置
避難経路や交通規制の調整	具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整
職員の配置	各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定
関係機関との調整	現地調整所の設置、連絡手段の確保
自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整	府の対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

〔国の対策本部長による利用指針の調整〕

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、町長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。また、町長は、直ちに、その内容を町の各執行機関、消防組合消防長、警察署長及び自衛隊京都地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、また、消防組合管理者に対し、当該消防組合消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求め、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行した職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備する等不安

軽減のため必要な措置を講ずる。

基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行う等、混乱発生の防止に努めるものとされている。

町長は、府の対策本部長の避難の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた府の対策本部長の指示等を待って対応するものとする。

(2) 消防機関の活動

消防組合は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長が定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、必要に応じ、車両等により、自力歩行が困難な要援護者の運送を行うなど、保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、町は、平素から町国民保護計画の修正や避難実施要領のパターンの作成にあたっては、消防組合やその管理者と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民等の誘導を要請する。また、警察官等が避難住民等の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民等の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民等の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図るとともに、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(7) 避難所等における安全確保等

町は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、住民等からの相談に対応する等、住民等の不安の軽減に努める。

(8) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努め

る。

危険動物等の逸走対策
要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(9) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(10) 府に対する要請等

町長は、避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。この場合において、特に、府及び社団法人乙訓医師会等による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合する等広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。また、町長は、知事から、避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(11) 避難住民等の運送の求め等

町長は、避難住民等の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定(地方)公共機関に対して、避難住民等の運送を求める。また、町長は、運送事業者である指定(地方)公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府の対策本部長に、その旨を通知する。

(12) 避難住民等を誘導する者による警告、指示等

避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

(13) 避難住民等の誘導への協力

避難誘導を行う町の職員、消防組合消防職員、消防団員及び警察官等は、法第70条の規定により避難住民等その他の者に対し、避難住民等の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この場合において、要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

(14) 避難住民等の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じる。

5 要援護者等の避難

(1) 要援護者の避難

町は、消防組合、府及び府警察と連携し、要援護者の避難を万全に行うため、要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、町は、医療機関・老人福祉施設・障害者施設・保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡、車椅子や担架による移動の補助等できる限りの措置を講じるよう要請する。なお、避難施設においては、府等と連携し、介助員を配置する等自然災害時における福祉避難所における運営方法を参考にするとともに、食料及び生活必需品の確保にあたっては、要援護者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

(2) 外国人の避難

町は、府等と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

マニュアル ○ 避難に関するマニュアル

6 武力攻撃事態に応じた対応

〔弾道ミサイル攻撃の場合〕

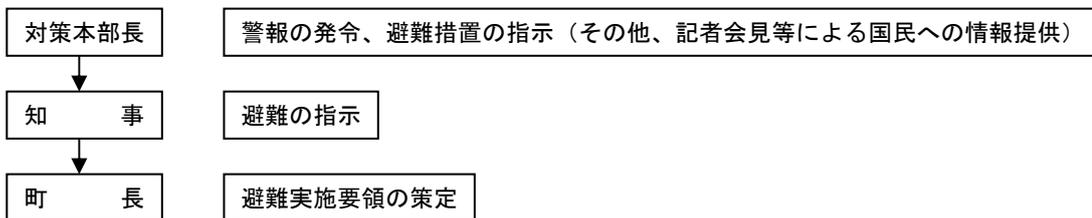
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

〔弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ〕

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

〔ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合〕

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民等の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び府警察等から

第3編 武力攻撃事態等への対処

の情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまきに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、町の各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

〔着上陸侵攻の場合〕

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、府モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

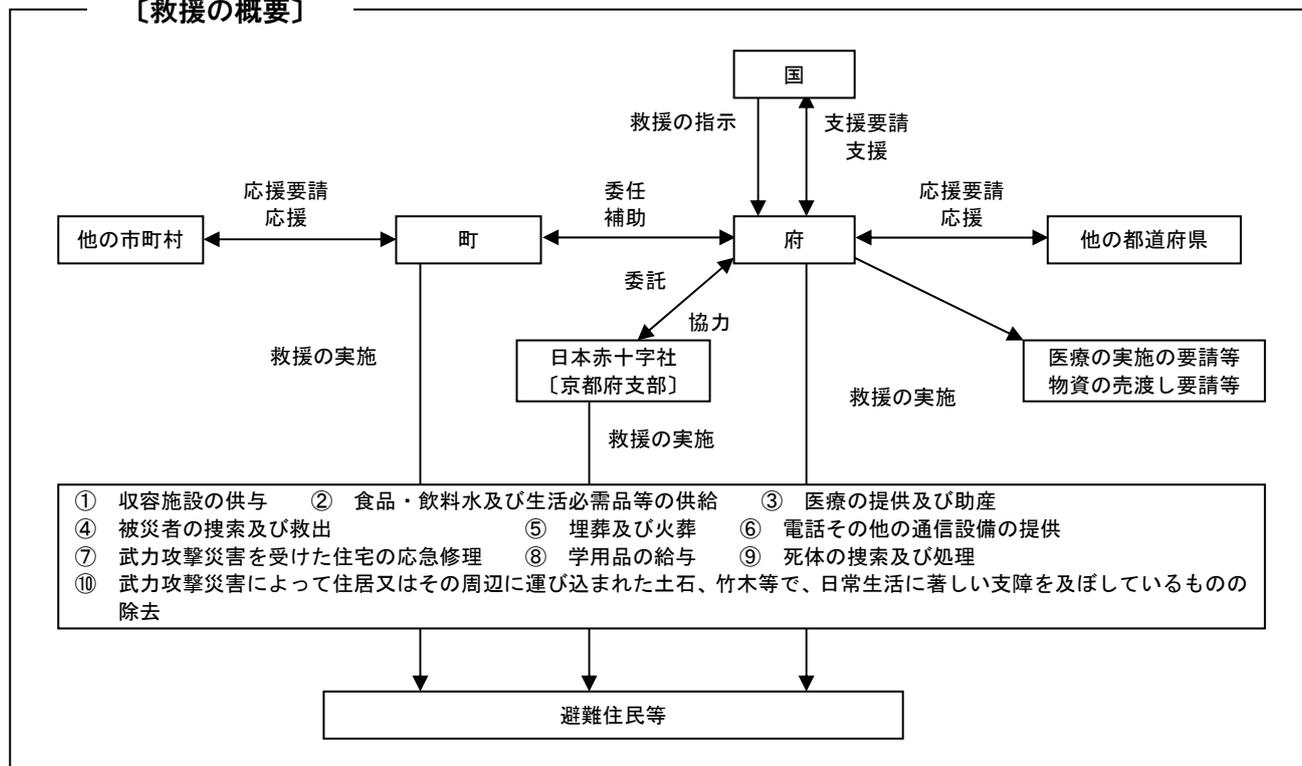
第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうち実施することとされた救援に関する措置を、関係機関の協力を得て行う。

〔救援の概要〕



救援の実施に必要な物資

医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料その他救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

マニュアル ○ 救援の実施に関するマニュアル

2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又は

第3編 武力攻撃事態等への対処

その応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民等の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における府との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求める等により平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町の対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

資料編 ○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

4 医療活動

(1) 要請

町長は、町内の医療機関及び社団法人乙訓医師会等に対し、医療を行う場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療活動への協力を要請するとともに、必要に応じて、府等に対し、医療施設における広域的な後方医療活動や患者の医療機関への搬送を要請する。また、町は、医療関係者に医療を行うよう要請するときは、当該医療関係者の安全の確保に十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

(2) 医薬品・医療資機材等の備蓄等の活用

町は、防災や国民保護措置の実施のためにあらかじめ備蓄している応急救護用医薬品、医療資機材等を活用する。

医療関係者

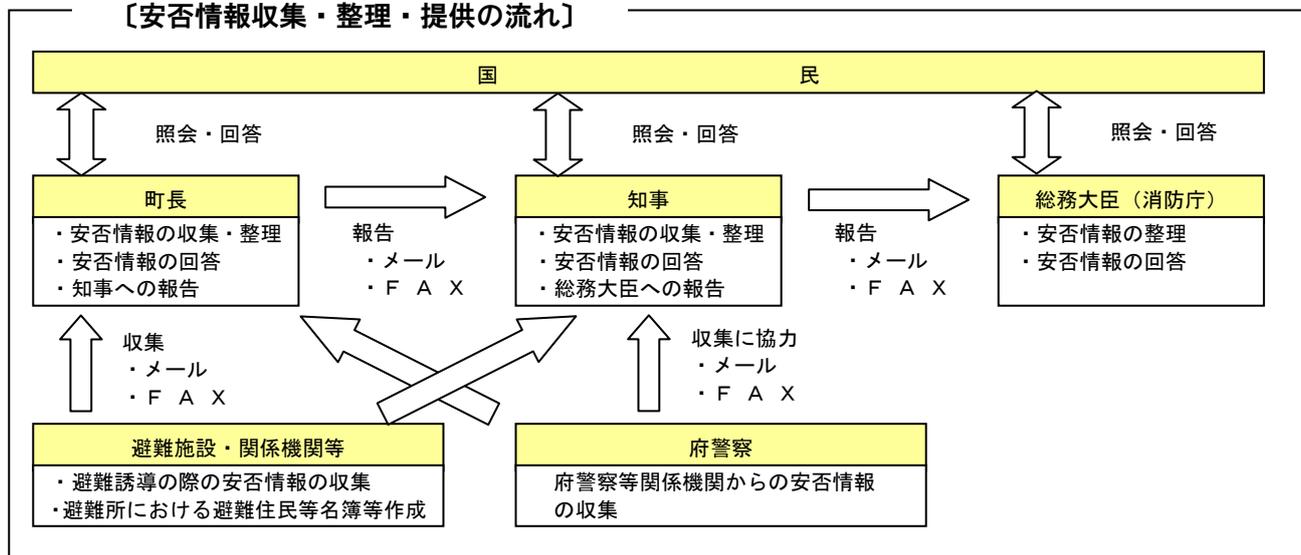
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

マニュアル ○ 医療の実施の要請等に関するマニュアル

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

〔安否情報収集・整理・提供の流れ〕



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、小中学校等からの情報収集、府警察への照会等により安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式による。また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 府に対する報告

町は、府への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等での報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町の対策本部を設置すると同時に住民等に周知する。
- ② 住民等からの安否情報の照会については、原則として町の対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底する等、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

資料編 ○ 安否情報関係様式

マニュアル ○ 安否・被災情報の収集、整理及び提供に関するマニュアル

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。また、当該安否情報の提供にあたっては、3の(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意し、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や府等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行う。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

〔退避の指示（一例）〕

- ① 「字〇〇〇小字▲▲▲、字■ ■ ■小字△△△」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物等屋内に一時退避すること。」
- ② 「字〇〇〇小字▲▲▲、字■ ■ ■小字△△△」地区の住民については、●●●地区の□□□（一時）避難場所へ退避すること。」

〔屋内退避の指示について〕

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び府警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 町の職員、消防組合消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて府警察又は自衛隊の意見を聞く等安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町の対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡するとともに、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
 - ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
 - ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- (3) 安全の確保
- 町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

- (1) 町長の事前措置
- 町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。
- (2) 警察署長に対する要請
- 町長は、警察署長に対し(1)の措置を要請することができる。なお、要請を受けた警察署長は、当該措置を講じたときには直ちに町長に通知するものとされている。
- (3) 応急公用負担等
- 町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。
- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
 - ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

マニュアル ○ 応急措置等に関するマニュアル

4 消防に関する措置等

- (1) 町が行う措置
- 町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。
- (2) 消防機関の活動
- 消防組合は、その施設及び人員を活用して、法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防組合は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防組合消防長又は大山崎消防署長の所轄の下で消防組合と連携し、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

第3編 武力攻撃事態等への対処

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長又は消防組合管理者は、消防組合の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編 ○ 協定・覚書等

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長又は消防組合管理者は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要する等必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長又は消防組合管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図る等、府受援計画に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防組合と連携し、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について社団法人乙訓医師会をはじめとする医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

トリアージ

多数の傷病者を、重傷度と緊急性によって分別する方法

(8) 安全の確保

① 町長又は消防組合管理者は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び府の対策本部からの情報を町の対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立する等、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、町長又は消防組合管理者は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町の対策本部との連絡を確保させる等安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 被災地とならなかった場合において、町長又は消防組合管理者は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防

組合と連携し、その活動支援を行う等団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 町長又は消防組合消防長は、特に現場で活動する消防組合消防職員及び消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町の対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府及び消防組合等と連携して収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町及び一部事務組合等が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、町長は、必要に応じ、府警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。なお、乙訓環境衛生組合及び乙訓福祉施設事務組合が管理している施設について、町は、当該一部事務組合及び他の構成市と連携して、警備の強化等の措置を講じるよう努めるものとする。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

消防組合管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。なお、避難住民等の運送等の措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町の対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について消防組合管理者が命ずることができる対象及び措置】

対象
消防組合管轄の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）（法施行令第29条）
措置
危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条第3項第2号）
危険物の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

消防組合管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を図るよう求める。また、消防組合管理者は、上記の表の措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民等に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。また、町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町の対策本部において、消防機関、府警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。この場合において、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合
町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに府に報告する。また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
生物剤による攻撃の場合
町は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。
化学剤による攻撃の場合
町は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。
<p>〔生物剤を用いた攻撃の場合における対応〕</p> <p>天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。</p> <p>このため、町の国民保護担当部室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p>

(5) 町長及び消防組合管理者の権限

町長又は消防組合管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、府警察等関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は消防組合管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。また、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

当該措置を講ずる旨
当該措置を講ずる理由
当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所)
当該措置を講ずる時期
当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長又は消防組合管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集にあたっては消防機関、府警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うとともに、府に対してヘリ等からの伝送映像の情報提供を要請する。
- ③ 町は、被災情報の収集にあたっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合等、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

資料編 ○ 火災・災害等即報要領

マニュアル ○ 安否・被災情報の収集、整理及び提供に関するマニュアル

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、大山崎町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、社団法人乙訓医師会及び府等と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、要援護者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、社団法人乙訓医師会及び府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民等に対して情報提供を実施する。

② 町は、大山崎町地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、乙訓環境衛生組合及び府等と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する等、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 町は、大山崎町地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、乙訓環境衛生組合等と連携し、廃棄物処理体制を整備する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

- ② 町は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

〔廃棄物処理体制〕

初期対応	①被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。 ②必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。
処理活動	①し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確認する。 ②必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確保する。 ③がれき類の処理にあたっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。 ④仮設トイレ、仮置場等の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生状態を保つ。 ⑤ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。
府等への応援要請	収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近接市町村又は府に応援要請する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、府等の関係機関が実施する措置に協力する。

生活関連物資等

食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税等に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

〔減免等の対象となる公的徴収金〕

町民税	軽自動車税	特別土地保有税	介護保険料
固定資産税	町たばこ税	国民健康保険料	水道料金

資料編 ○ 公的徴収金の減免等

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

町は、府等と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、避難住民等の実情に応じた雇用の確保を関係機関に求める。

(4) 生活再建資金の融資等

町は、武力攻撃事態等により住居、家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活や事業の再建を行うにあたり必要となる資金を円滑に調達できるよう、府等と連携し、関係金融機関に対し円滑な融資を求めるほか、総合的な相談窓口を開設し、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた融資の実施等を検討する。

(5) 心的ケア

町は、被災体験、避難生活等のストレスによって生じる被災者や避難住民等のPTSD等の心的障害について、社団法人乙訓医師会及び府等の関係機関と連携を図り、又精神科医等の専門家の協力を得て心的ケアを実施する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 文化財等の修復

町は、武力攻撃事態により文化財等が被害を受けた場合、速やかに応急措置を講じ、文化財等を修復するため、文化財等の修復について、以下のとおり定める。

1 被害状況の収集

武力攻撃事態により文化財等が被害を受けた場合は、町教育委員会は、安全の確保に十分に配慮し、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府教育委員会等の協力により、被害状況等の情報を収集する。

2 報告

町教育委員会は、文化財等が被害を受けた場合は、被害状況を取りまとめ、府教育委員会及び文化庁長官に報告する。

3 修復

町教育委員会は、文化財等の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、修復作業に速やかに取り掛かれるよう努めるとともに、被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるよう努めるものとする。また、美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる等の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 修復が可能な場合は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急的な修復を行う。
- (2) 修復が困難な場合は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋等を設け、本格的な修復の開始を待つ。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章

(2) 身分証明書

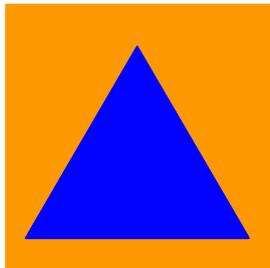
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

〔特殊標章〕

オレンジ色地に青の正三角形



〔身分証明書のひな型〕

(表面)



(裏面)



2 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」及び町が策定する交付要綱に基づき、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- (1) 町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。

マニュアル ○ 特殊標章等の交付及び管理に関するマニュアル

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修等応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切換等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路・水道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民等の誘導若しくは避難住民等の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

マニュアル ○ 費用の支弁等に関するマニュアル

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第6章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、町は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。また、緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

大山崎町国民保護計画

平成19年1月

平成19年1月26日 京都府知事同意

大山崎町総務部総務室
